福岡県こどもリノベ補助金 Q&A

(令和7年度版)

目次

1. 全般.		-
問 1-1	「福岡県こどもリノベ補助金」の概要を教えて下さい。	-
問 1-2	「リノベーション」とはどういう意味ですか。	-
問 1-3	交付申請の受付はいつまでが期限ですか。	-
問 1-4	補助金は上限以内であれば、何回も受けられますか。2	-
問 1-5	年度をまたいだ工事は補助を受けることができますか。(例えば、令和7年度に	
	交付決定を受けて、令和8年度に完了実績報告を行う場合)	-
2. 補助	対象住宅 - 3	-
問 2-1	補助対象となる住宅の要件を教えてください。	-
問 2-2	「流通型」では、購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅が補助対象と	
	なっていますが、この「購入」とはいつの日を示すのですか。	-
問 2-3	「流通型」では、「住まいの健康診断」を受けずに購入した住宅は補助対象には	
	ならないのですか。	-
問 2-4	住宅の購入後に「住まいの健康診断」を受けることはできますか。 4	-
問 2-5	「流通型」では、住宅の購入前であれば、いつ受けた「住まいの健康診断」でも	
	対象となるのですか。	
問 2-6	「住まいの健康診断」を受けた住宅かどうか確認する方法を教えてください。 4	-
問 2-7	「流通型」では、売買成約済みの中古住宅が補助対象となっていますが、	
	いつごろ売買成約したものが対象となりますか。	-
問 2-8	「住まいの健康診断」を受けた住宅が、その後複数回、転売された場合でも	
	補助を受けることができますか?	-
問 2-9	過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けた住宅について、再度	
	「住まいの健康診断」を受けた場合は、補助対象になりますか。 5	
問 2-10		-
問 2-11	「持家型」で要件となっている「親世帯が 100%の持分となっている住宅」とは、	
	どのような住宅をいうのですか。	-
問 2-12		
	補助対象となりますか。5	
問 2-13		
	併用住宅(店舗等が併用する住宅)は補助対象になりますか。	
	分譲マンションは補助対象になりますか。	
間 7-16	賃貸住宅(戸建ての貸家、賃貸マンション)や社宅は補助対象になりますか。 - 6	

問 2-17	会社名義で購入(所有)した物件を、住宅として使用する場合は補助対象に	
	なりますか。	- 6 -
問 2-18	住宅の「離れ」をリノベーションする場合は補助対象になりますか。	- 6 -
3. 補助対	时象者	7 -
問 3-1	補助の申請が可能な対象者は、どういう人ですか。	7 -
問 3-2	「若年世帯」とは、どのような世帯ですか。	7 -
問 3-3	「子育て世帯」とは、どのような世帯ですか。	7 -
問 3-4	「親世帯」とは、どのような世帯ですか。	7 -
4. 補助対	时象工事	8-
問 4-1	どんな工事が補助対象となりますか。	8 -
問 4-2	県内事業者とはどのような業者ですか。	8 -
問 4-3	いつから工事に着手できますか。	8 -
問 4-4	事業者と契約せず自分でリノベーションする場合、工具や材料などにかかる	
	費用は補助対象になりますか。	8 -
問 4-5	外構工事は補助対象になりますか。	8 -
問 4-6	新築工事は、補助対象になりますか。	- 9 -
問 4-7	他の補助制度を使って、補助を受けている場合(又は 受ける予定の場合)、	
	「福岡県こどもリノベ補助金」も受けることができますか。	- 9 -
5. 申請	手続き	10 -
問 5-1	申請窓口の場所、連絡先を教えてください。	10 -
問 5-2	郵送でも申請できますか。	10 -
問 5-3	インターネットでも申請できますか。	10 -
問 5-4	申請書はどこで入手できますか。	10 -
問 5-5	申請手続きを申請者本人以外で行うことは可能ですか。	11 -
問 5-6	補助対象工事と補助対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要が	
	ありますか。	11 -
問 5-7	申請書類の一部を訂正することは可能ですか。	11 -
問 5-8	工事着工後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか。	11 -
問 5-9	工事見積書の注意点はありますか。	11 -
6. その作	也 -	12 -
問 6-1	「福岡県こどもリノベ補助金」を受ける予定の人は、中古住宅の購入にあたり、	
	住宅金融支援機構【フラット 35】地域連携型を利用することができると聞きました。	
	手続きの進め方を教えてください。	12 -
■補助対	付象工事(性能等向上改修工事)について (補助要綱第2条、別表第1)	13 -

1. 全般

問 1-1 「福岡県こどもリノベ補助金」の概要を教えて下さい。

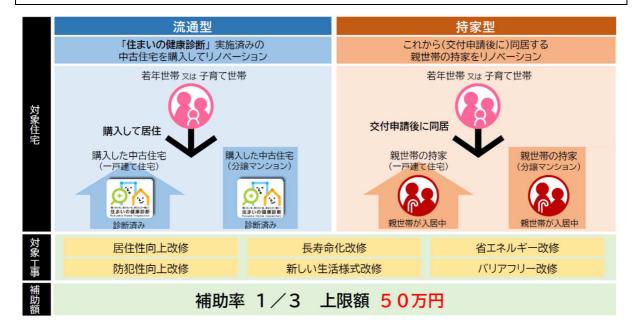
答:補助の区分に応じた住宅に対するリノベーション工事の費用の一部を補助します。

流通型

若年世帯 (※1) 又は 子育て世帯 (※2) が、自ら居住するために購入した「住まいの健康診断 (※3)」実施済の中古住宅

持家型

若年世帯 又は 子育て世帯が、交付申請後に同居する親世帯 (※4) の持家



※1 若年世帯

令和7年4月1日時点で、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の 予約者を含む)との年齢の合計が80歳以下である世帯

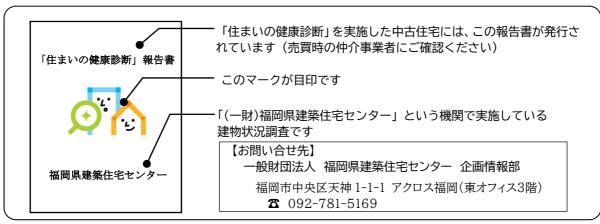
※2 子育て世帯

<u>令和7年4月1日時点</u>で、同居者に18歳未満の者がいる世帯 又は

<u>交付申請をする日の時点</u>で、妊娠している者がいる世帯

※3 住まいの健康診断

住宅市場活性化協議会が認定した事業者が行う建物状況調査(※下図を参照)



※4 親世帯

若年世帯 又は 子育て世帯の世帯主 又は 配偶者の「直系尊属」がいる世帯 (「直系尊属」とは、父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族のこと) 問 1-2 「リノベーション」とはどういう意味ですか。

答:社会的に明確に定義されたものはありませんが、今回の事業を実施する上では、「様々な居住 ニーズに対応した価値の再生のための改修を行うこと」という意味で定義しています。

問 1-3 交付申請の受付はいつまでが期限ですか。

答:令和7年度は、令和8年1月下旬までの受付を予定しています。 ただし、県の予算額に達した場合は、その時点で受付を終了します。 受付の期限(終了)については、あらかじめ県のホームページにてお知らせします。

【注意事項】

- ・本事業は、工事が完了した日から 30 日以内 又は 令和8年2月28日のいずれか早い日までに 「完了実績報告」を提出(報告)する必要があります。
- ・そのため、<u>受付期限内に申請された場合でも「完了実績報告」の提出(報告)が間に合わないと</u> <u>判断される工事については、窓口にて申請をお断りする場合がございます</u>ので、その旨ご了承 ください。
- ※詳細は、「交付申請の手引き」をご覧ください。
- 問 1-4 補助金は上限以内であれば、何回も受けられますか。
- 答:補助対象となる住宅あたり、1回限りです。 1回目の申請で上限額(50万円)に達していない場合でも2回目の申請はできません。
- 問 1-5 年度をまたいだ工事は補助を受けることができますか。(例えば、令和7年度に交付決定を受けて、令和8年度に完了実績報告を行う場合)
- 答:補助を受けることができません。 補助金の交付申請から完了実績報告までは、年度単位で実施する必要がありますので、十分ご 注意下さい。

2. 補助対象住宅

問 2-1 補助対象となる住宅の要件を教えてください。

答:「流通型」、「持家型」それぞれの要件を満たす住宅が補助対象となります。 各要件は以下のとおりです。

流通型 以下①~⑤を全て満たす必要があります。

- ① 購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅であること ⇒「問 2-2」~「問 2-6」をご覧ください。
- ② **令和4年(2022 年)4月1日以降**に売買成約した住宅であること ⇒「問 2-7」をご覧ください。
- ③ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅であること
- ④ 過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けたことがない住宅であること
- ⑤ リノベーション工事完了後に耐震性を有すること
- ※各要件の注意点や確認方法については、「交付申請の手引き」をご覧ください。

持家型 以下①~⑥を全て満たす必要があります。

- ① 補助金の交付申請後に同居する親世帯の持家であること ⇒「同居」については、「問 2-10」をご覧ください。
- ② 登記上、親世帯が 100%の持分となっている住宅であること ⇒ 「親世帯が 100%の持分となっている住宅」については、「問 2-11」をご覧ください。
- ③ リノベーション工事完了後に床面積 100 ㎡以上であること
- ④ 県が認める住宅支援策を実施する市町村内に存する住宅であること
- ⑤ 過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けたことがない住宅であること
- ⑥ リノベーション工事完了後に耐震性を有すること
- ※各要件の注意点や確認方法については、「交付申請の手引き」をご覧ください。
- 問 2-2 「流通型」では、購入前に「住まいの健康診断」を実施した住宅が補助対象となっていますが、この「購入」とはいつの日を示すのですか。
- 答:<u>建物登記簿謄本(登記事項証明書)に記載されている売買の日付</u>を、購入した日とします。 この購入した日が、「住まいの健康診断」の調査日よりも後の日となっている必要があります。 ※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。
- 問 2-3 「流通型」では、「住まいの健康診断」を受けずに購入した住宅は補助対象にはならない のですか。

答:補助対象にはなりません。

- 問 2-4 住宅の購入後に「住まいの健康診断」を受けることはできますか。
- 答:「住まいの健康診断」は、<u>中古住宅購入前</u>に建物状況調査を行い、建物の状態を明らかにすることで、中古住宅の安心した取り引きを促進するものです。 そのため、中古住宅購入後に「住まいの健康診断」を受けることはできません。
- 問 2-5 「流通型」では、住宅の購入前であれば、いつ受けた「住まいの健康診断」でも対象となるのですか。
- 答:平成23年度以降に診断を受けたものが対象です。
- 問2-6 「住まいの健康診断」を受けた住宅かどうか確認する方法を教えてください。
- 答:まずは、住宅の購入に係る媒介契約を結んだ不動産事業者(仲介事業者)にお問合わせください。ご不明な場合は、「住まいの健康診断」の実施事業者である(一社)福岡県建築住宅センターまでお問合わせください。

【問合せ先】(一社) 福岡県建築住宅センター 企画情報部 電話 092-781-5169

- 問 2-7 「流通型」では、売買成約済みの中古住宅が補助対象となっていますが、いつごろ 売買成約したものが対象となりますか。
- 答:令和7年度の申請を行う中古住宅については、令和4年(2022年)4月1日以降に売買成約したものが対象です。なお、リノベーション工事に着手していない中古住宅が対象です。
 - ※<u>建物登記簿謄本(登記事項証明書)の売買の日付</u>が、令和4年(2022年)4月1日以降となっているか、ご確認ください。
 - ※具体的な確認方法は、「交付申請の手引き」をご覧ください。
- 問 2-8 「住まいの健康診断」を受けた住宅が、その後複数回、転売された場合でも補助を受ける ことができますか?
- 答:平成23年度以降に「住まいの健康診断」を受けられた物件は、転売されたものでも補助を受けることができます。

ただし、過去に福岡県のリノベーション補助金を受けた物件を転売にて購入された場合は、再 度、補助を受けることはできません。

- 問 2-9 過去に福岡県のリノベーション補助金の交付を受けた住宅について、再度「住まいの健康診断」を受けた場合は、補助対象になりますか。
- 答:補助金は、1つの物件に対して1回限り使用可能です。一旦補助を利用した物件は、再度「住まいの健康診断」を受けて頂いても、補助対象とはなりません。
- 問 2-10 「持家型」で要件となっている「同居」とは、どのような状況をいうのですか。
- 答:「同居」とは、以下の状況を示します。

『若年世帯 又は 子育て世帯が、親世帯と同じ住宅内に居住し、住民票も同一住所になっていること』

そのため、<u>補助金の交付申請日より前の日に、すでに同居している場合</u>は、<u>補助対象にはなりません</u>。また、補助申請のために同居から一度世帯を別にし、再度同居する場合も補助対象にはなりません。

- 問 2-11 「持家型」で要件となっている「親世帯が 100%の持分となっている住宅」とは、どのような住宅をいうのですか。
- 答:「親世帯が100%の持分となっている住宅」とは、<u>登記上、親世帯のみの持分となっている住宅</u> をいいます。

なお、「親世帯」とは、以下の世帯を示します。

『若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者の「直系尊属」がいる世帯』

- ※「直系尊属」とは、父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族をいいます。
- ⇒参考として、問 3-4 のイメージ図をご覧ください。
- 問 2-12 「持家型」では、親世帯と若年世帯(子育て世帯)の共有持分の住宅は補助対象となりますか。
- 答:補助対象になりません。

問 2-11 のとおり、「持家型」は、親世帯が 100%の持分となっている住宅が対象です。 そのため、若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者やその直系尊属以外(叔父・叔母、兄弟・姉妹など)が、少しでも持分を持つ住宅は、補助対象にはなりません。

- 問 2-13 耐震性を有している住宅か分かりません。確認方法を教えてください。
- 答:購入した住宅であれば、購入時の不動産事業者(仲介事業者)にご確認ください。 ご自身で耐震性を確認する必要がある場合は、「交付申請の手引き」に確認方法を記載してい ますので、ご覧ください。

問 2-14 併用住宅(店舗等が併用する住宅)は補助対象になりますか。

答:併用住宅の場合は、店舗等の用に供する部分の床面積が建築物全体の延床面積(住宅用車庫及び物置の面積を除く。)の2分の1未満の住宅であれば、補助対象となります。 ただし、住居部分の工事のみが補助対象となります。屋根の工事などで、住居部とその他の部分の工事が分けられない場合は、床面積で按分して対象工事費を算出して下さい。

問 2-15 分譲マンションは補助対象になりますか。

答:マンション等の共同住宅においては、人の居住の用に供する専有部分(建物の区分所有等に関する法律第2条第3項に規定する専有部分をいう。)は、補助対象になります。 ただし、専有部分以外の共用部分(バルコニー、外壁、窓、構造躯体など)は、補助対象になりません。

問 2-16 賃貸住宅(戸建ての貸家、賃貸マンション)や社宅は補助対象になりますか。

答:補助対象になりません。

問 2-17 会社名義で購入(所有)した物件を、住宅として使用する場合は補助対象になりますか。

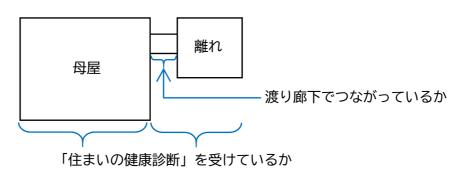
答:補助対象になりません。

問 2-18 住宅の「離れ」をリノベーションする場合は補助対象になりますか。

答:補助対象になりません。

ただし、以下の「離れ」は補助対象となる場合があります。

- ・渡り廊下などで「母屋」とつながっていること。
- ・「母屋」だけでなく「離れ」の部分も「住まいの健康診断」を受けていること。
- この場合、事前に窓口(問5-1参照)までご相談ください。



3. 補助対象者

問 3-1 補助の申請が可能な対象者は、どういう人ですか。

答:補助対象者(補助金の申請ができる方)は、以下に示す世帯の<u>世帯主</u>です。 ただし、暴力団員等は、対象者となりません。

流通型 若年世帯、子育て世帯 ⇒定義は、問 3-2、3-3 を参照持家型 若年世帯、子育て世帯、親世帯 ⇒定義は、問 3-2、3-3、3-4 を参照

問 3-2 「若年世帯」とは、どのような世帯ですか。

答:<u>令和7年4月1日時点</u>で、配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者その他婚姻の予約者を含む)との年齢の合計が80歳以下である世帯をいいます。

※交付申請をする日の時点で 80 歳を超えていても、令和7年4月1日時点で 80 歳以下であれば対象となります。

問 3-3 「子育て世帯」とは、どのような世帯ですか。

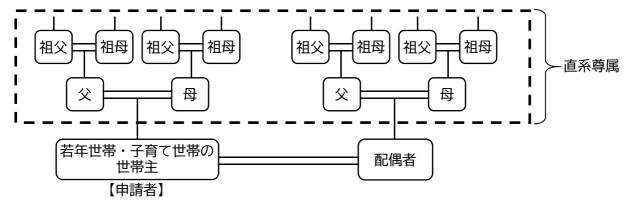
答:以下の① 又は ②の世帯をいいます。

- ① 令和7年4月1日時点で同居者に18歳未満の者がいる世帯
 - ※交付申請をする日の時点で 18 歳でも、令和7年4月1日時点で 18 歳未満(17 歳以下)であれば対象となります。
- ②交付申請をする日の時点で妊娠している者がいる世帯

問3-4 「親世帯」とは、どのような世帯ですか。

答:若年世帯・子育て世帯の世帯主・配偶者の「直系尊属」がいる世帯をいいます。

※「直系尊属」とは、父母や祖父母など、自分より上の世代の直系親族をいいます。



4. 補助対象工事

問 4-1 どんな工事が補助対象となりますか。

答:リノベーション工事のうち、住宅(附属する建築設備を含む。)の性能 又は 機能を向上させるための質の向上に資する改修工事として、このQ&AのP13、P14 に掲げる「性能等向上改修工事」が補助対象工事です。

「性能等向上改修工事」のうち、県内事業者が請け負う30万円以上の工事が対象となります。

問 4-2 県内事業者とはどのような業者ですか。

答:県内の個人事業者又は県内に本店若しくは支店(※)を有する法人事業者のことをいいます。 ※請負契約書(請書)において請負者の住所(所在地)が県内にある支店

問 4-3 いつから工事に着手できますか。

答:交付申請後に県から「交付決定通知書」が発行されますので、その通知書に記載している日付 (交付決定日)以降に工事を着工してください。交付決定日よりも前に工事を着工した場合は 補助金を受け取ることができません。

なお、工事の契約は、交付決定日より前に締結しても問題ありません。

問 4-4 事業者と契約せず自分でリノベーションする場合、工具や材料などにかかる費用は補助 対象になりますか。

答:補助対象になりません。

問4-1に示すとおり、「性能等向上改修工事」のうち、県内事業者が請け負う30万円以上の工事が対象です。

問 4-5 外構工事は補助対象になりますか。

答:原則、外構工事は補助対象になりません。

※外構工事とは、敷地内の建物以外の工事であり、具体的には、住宅に付帯する構造物(門・ 塀等)、舗装、排水(側溝、浄化槽など)、植栽などに関する工事をいいます。

ただし、「性能等向上改修工事」に該当する外構工事は対象です。具体的には、駐車場の設置 (既存の駐車場と合わせて 40 ㎡まで)、屋外スロープの設置、防犯性の向上に資する門扉の設 置などです。 問 4-6 新築工事は、補助対象になりますか。

答:新築工事は対象になりません。

なお、同一敷地内における別棟での増築工事(離れ等)は、「福岡県こどもリノベ補助金」では新築工事とみなしますので対象外となります。

- 問 4-7 他の補助制度を使って、補助を受けている場合(又は 受ける予定の場合)、「福岡県こどもリノベ補助金」も受けることができますか。
- 答:他の補助制度にて補助を受けている(受ける予定の)工事に対して、重ねて「福岡県こどもリノベ補助金」を受け取ることはできません。

ただし、工事部分、工事費用が明確に切り分けられる場合で、他の補助制度による補助金の交付を受けない部分の工事は対象です。

5. 申請手続き

問 5-1 申請窓口の場所、連絡先を教えてください。

答:福岡県建築都市部住宅計画課 住環境整備係(福岡県庁7階)です。

TEL 092-643-3734 FAX 092-643-3737

メール jukankyo@pref.fukuoka.lg.jp

※窓口では、申請書の提出前に、事前相談を受け付けています。

問 5-2 郵送でも申請できますか。

答:郵送での受付も可能です。

郵送で申請される際は、発送の際、その旨、窓口(問 5-1 参照)へご連絡をお願いいたします。

なお、窓口より申請者に対して申請書類が到達した旨の連絡は行いませんので、申請者の責任において**簡易書留等の受領記録が取れる方法**にて送付してください。

- ・申請書類に不備がある場合は、交付申請を受け付けたことにはなりません。
- ・必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、必ず日中に連絡の取れる連絡先(電話番号)がわかるようにお願いいたします。

問 5-3 インターネットでも申請できますか。

答:インターネットでの受付も可能です。

インターネットで申請される際は、「ふくおか電子申請サービス」をご利用ください。 なお、必要に応じて、窓口より連絡を行いますので、<u>必ず日中に連絡の取れる連絡先(電話</u> 番号)がわかるようにお願いいたします。

【ふくおか電子申請サービス】

https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/JuminLgSelect

問 5-4 申請書はどこで入手できますか。

答:福岡県のホームページで入手できます。

【福岡県ホームページ】

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomo-renove-hojo.html

検索に



問 5-5 申請手続きを申請者本人以外で行うことは可能ですか。

答:可能です。

ただし、代理の方が手続きを行われる場合は、委任状の提出をお願いします。 様式は任意ですが、参考様式を掲載しておりますので、ご参照ください。

問 5-6 補助対象工事と補助対象外工事がある場合は、契約書や見積書を分ける必要がありますか。

答:契約等を2つに分ける必要はありませんが、対象部分と対象外部分がわかる内訳明細書を必ず 添付して下さい。

問 5-7 申請書類の一部を訂正することは可能ですか。

答:原則、訂正はできないため、書類を再度ご提出ください。

問 5-8 工事着工後に工事の内容を変更する場合は何か手続きが必要ですか。

答:「変更交付申請」の手続きが必要になる場合があります。まずは、変更する工事内容について、 窓口(問 5-1 参照)へご相談下さい。

問 5-9 工事見積書の注意点はありますか。

答:以下についてご注意ください。

- ○必ず**内訳明細がわかるもの**を添付下さい。
- ○補助対象外工事を含む場合は、以下の点ご注意下さい。
 - ・補助対象と補助対象外がある場合は、各々の区別がわかる表示をお願いします。
 - ・諸経費を補助対象とする場合は、補助対象分と補助対象外分がわかるように、各々の工事 費に応じた按分などにより算出をお願いします。
 - ・値引きが記載されている場合、補助対象工事費からの値引きが考えられるため、値引き後 の補助対象工事費がわかるようにお願いします。

6. その他

- 問 6-1 「福岡県こどもリノベ補助金」を受ける予定の人は、中古住宅の購入にあたり、住宅金融 支援機構【フラット 35】地域連携型を利用することができると聞きました。手続きの進 め方を教えてください。
- 答:「福岡県こどもリノベ補助金」の交付を受ける予定の方は、補助対象となる中古住宅の購入にあたり、住宅金融支援機構による【フラット35】地域連携型を利用することができます。

【フラット35】地域連携型のご利用を検討されている方は、通常とは異なる流れで「福岡県こどもリノベ補助金」の申請を行う必要があります。そのため、事前に窓口(問 5-1 参照)までご連絡ください。

【フラット35】地域連携型とは

- ○地域の住宅政策課題を解決するための積極的な取組みを行う地方公共団体と住宅金融 支援機構が連携し、地方公共団体による住宅取得に対する補助金交付等とセットで【フ ラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。
- ○【フラット35】地域連携型の「金利の引下げ幅」や「利用要件」等については、住宅 金融支援機構の下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

住宅金融支援機構 九州支店 地域連携グループ

電 話: 092-233-1507(直通) 受付時間: 平日9時から17時

■補助対象工事(性能等向上改修工事)について (補助要綱第2条、別表第1)

(1)居住性向上改修

工事種別	具体的工事内容
広さ・間取りの変更	広さ又は間取りの変更に伴う間仕切り壁の撤去 等
	※間仕切り壁撤去は、撤去後も耐震性を有することが確認できる
	資料の提出が必要となります。
増築	子ども部屋等の増築
収納スペースの設置	収納スペース(工事を伴うものに限る)の設置
三点給湯への対応	キッチン、浴室、洗面所での給湯を可能にするもの
駐車場の設置	新設、増設、改修
屋外スロープの設置	新設等
手すりの設置	バルコニー、窓又は階段等に転落防止のための手すりを設置
その他子育てに資する改修	可動式間仕切壁の設置、アイランドキッチンへの改修等

(2)長寿命化改修

_					
	工事種別	具体的工事内容			
	耐久性向上改修	屋根、外壁、設備配管等の耐久性を従来より向上させるもの			
	防水性向上改修	屋根、外壁、浴室等の防水性を従来より向上させるもの			

(3)省エネルギー改修

工事種別	具体的工事内容
断熱改修	窓、外壁、屋根・天井、床の断熱性能を従来より向上させるもの
遮熱改修	窓、屋根、外壁の遮熱性能を従来より向上させるもの
省エネルギー等設備機器の 設置	省エネルギー等設備機器(太陽熱利用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽等)の設置
	※太陽光発電システム、高効率給湯器の設置は対象外です。

< 次ページに続く >

(4) 防犯性向上改修

工事種別	具体的工事内容		
窓の改良	CP登録 (防犯性の高い建物部品) のガラスの設置、四方枠付き面格子の設置、補助鍵の設置、窓ガラス全面への防犯フィルムの貼付		
玄関・勝手口の改良	CP登録(防犯性の高い建物部品)のドアの設置、玄関・勝手口を 照らす照明の設置		
住宅まわりの改良	門扉の設置、防犯カメラの設置、センサーライトの設置、録画機能付きテレビドアホンの設置、玉砂利の敷き詰め 等		

(5)新しい生活様式対応改修

工事種別	具体的工事内容
住宅内にウイルスを持ち込 まないための改修	玄関付近への手洗い場の設置、固定式の宅配ボックスの設置、モニター付きインターホンの設置 等
住宅内の感染拡大を防止する改修	自動水栓の設置、網戸の設置、換気扇の設置、換気機能付きエアコンの設置、玄関ドアの換気対策(通風式ドアへの取換え、玄関網戸の設置等)、抗菌・抗ウイルス素材への取換え(手すり、壁材、床材)、自動開閉式便座への交換、トイレの増設(2箇所目)、シャワールームユニットの設置、通風式シャッターの設置等
リモートワークやオンライ ン授業に対応する改修	ワーキングスペース確保のための間仕切り設置、ワーキングスペースの増築、防音対策、情報コンセント(LAN)の設置 等

(6) バリアフリー改修

工事種別	具体的工事内容
手すりの設置	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における手すりの設置
段差の解消	浴室、脱衣所、トイレ、玄関、廊下、階段等における段差の解消
廊下等の幅の拡幅	廊下、出入口の幅の拡幅
階段勾配の緩和	従来より階段勾配を緩和させるもの
浴室の改良	浴室の床面積の増加、従来よりまたぎの低い浴槽への変更 等
トイレの改良	トイレの床面積の増加、和式から洋式への便器の変更等
出入口の戸の改良	開戸から引戸・折戸への変更、ドアノブからレバーハンドル等への 変更 等
床材料の改良	浴室、脱衣室、トイレ、玄関、廊下、階段等における滑りにくい床 材への変更

以下は、お問い合わせの多い工事について、補助対象の該当有無を整理いたしました

NO	工事内容	補助対象の該当有無	
1	内装(クロス、床、天井)の	Δ	居住性向上改修として行う間取りの変更を図る工事又は「新
	張替		しい生活様式対応改修」として行う抗菌・抗ウイルス素材へ
			の変更工事に伴う場合は、補助対象になります。単なる内装
			の張替であれば、補助対象外になります。
2	 和室を洋間にするための	Δ	単なる床の張替であれば、補助対象外になります。
	床の張替		「バリアフリー改修」として、段差の解消を図る改修工事で
			あれば、補助対象になります。
3	間仕切り位置の変更	0	「居住性向上改修」又は「新しい生活様式対応改修」として、
			居住世帯にふさわしい間取りの変更を図る改修工事であれ
			ば、補助対象になります。
			・2部屋を1部屋に変更する場合
			・1部屋を2部屋に変更する場合
4	キッチンの更新	Δ	単なるキッチンのみの更新は、対象となりません。
			例えば、「居住性向上改修」として行う間取りの変更に伴うキ
			ッチンの更新であれば補助対象となります。
5	トイレにウォシュレットの	Δ	「バリアフリー改修」として行う和式から洋式への便器の変
	設置		更や暖房便座の設置と併せて設置するのであれば補助対象
			になります。また、「省エネルギー改修」として節水トイレへ
			の改良と併せて設置する場合や「新しい生活様式対応改修」
			として行う自動開閉式便座への交換やトイレの増設伴う設
			置の場合も補助対象となります。
6	トイレに暖房便座の設置	0	「バリアフリー改修」として、トイレの改良を図る場合や、
			「新しい生活様式対応改修」として自動開閉式便座への交換
			やトイレの増設に伴う設置の場合であれば補助対象になり
			ます。
7	增築、一部改築工事	Δ	例えば、「居住性向上改修」又は「新しい生活様式対応改修」
			を目的として、増築、又は一部改築を行う部分は、補助対象
			となります。(確認済証、検査済証が法令上必要な工事は、当
			該資料の添付が必要になります。)
			ただし、別棟での増築(新築)は、対象外となります。
8	LED 照明の設置	0	「省エネルギー改修(省エネルギー等設備機器の設置)」、又
			は「新しい生活様式対応改修」としてワーキングスペース確
			保のために必要な照明の設置の場合は補助対象となります。
			ただし、LED 電球への交換のみは、対象となりません。

NO	工事内容	補助対象の該当有無		
9	節水型トイレの設置	0	節水型大便器で、洗浄水量が、6.5L(リットル)以下のものは、	
			省エネルギー等設備機器の設置として、補助対象となりま	
			す。	
10	ユニットバスの設置	0	例として、以下のような工事内容を実施するにあたり、補助	
			対象となります。	
			「バリアフリー改修」の場合	
			(例)浴室の改良	
			・浴室の床面積の増加となる改修	
			・従来よりまたぎの低い浴槽へ変更するための改修	
			(例)段差の解消	
			・浴室内の段差を解消するための改修	
			・浴室と脱衣室の段差を解消するための改修	
			「省エネルギー改修」の場合	
			(例) 省エネルギー等設備機器の設置	
			・高断熱浴槽の設置をするための改修(※4時間後の湯の	
			低下温度が 2.5℃以内)	
11	外壁の塗り替え	Δ	性能が向上しない(例えば、見た目を良くするための)塗り	
			替えは対象外となります。	
			「長寿命化改修」として、性能が向上するかどうかを確認す	
			るため、現況の外壁塗料がどのようなものであるか、塗り替	
			える塗料でどれだけ性能が向上するかがわかる資料の添付	
			が必要となります。	
12	エアコンの設置	Δ	家電製品の購入設置は対象外となります。ただし、「新しい生	
			活様式対応改修」として換気機能付きエアコンの設置は補助	
			対象となります。	
13	雨どい(金具含む)の交換	Δ	性能が向上しない交換は対象外となります。	
			「長寿命化改修」として、性能(耐久性や防錆性など)が向	
			上するかどうかを確認するため、現況の材料がどのようなも	
			のであるか、交換する材料でどれだけ性能が向上するかがわ	
			かる資料の添付が必要となります。	
14	耐震改修(補強)工事	×	県では別途、木造戸建て住宅の耐震改修工事に対する助成事	
			業を実施する市町村を通じて、助成する制度を実施していま	
			す。耐震改修工事の助成については、各市町村へお問い合わ	
			せ下さい。	
15	太陽光発電設置工事	×	対象外となります。	

NO	工事内容	補助対象の該当有無	
16	高効率給湯器(エコキュー	×	対象外となります。
	ト、エネファームなど) の設		
	置		
17	シロアリ予防、駆除	×	現状維持・現状復旧(材料や設備の質や機能が向上しない修
			理・修繕)であり、対象外となります。シロアリ被害を受け
			た部材の交換工事も対象外です。
18	「住まいの健康診断」で指摘	×	「住まいの健康診断」で指摘された劣化や不具合の解消を目
	された事項についての改修		的とした工事は、現状復旧であり、対象外となります。
19	浄化槽の設置	×	浄化槽の設置に関する工事は、対象外となります。市町村で
	(附属する配管工事を含む)		別途助成されている場合もありますので、当該市町村へ一度
			ご確認下さい。
20	・敷地の舗装工事	×	対象外となります。
	・側溝の新設や補修工事		駐車場の設置などの「性能等向上改修工事」と関連して行う
	・植栽や生け垣の設置		工事の場合は、補助対象となる場合はありますので、その場
			合は事前相談をお願いします。